

令和3年4月からの 印紙税額一覽表

番号	課税される文書の名称	課税標準	及び	税額
1	(1) 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいう) (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など (2) 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など (3) 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など (4) 運送に関する契約書 (運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません) (例) 運送契約書、貨物運送引受書など	記載金額1万円未満のもの…………… 非課税 金額の記載のないもの…………… 200円 記載金額1万円以上10万円以下のもの…………… 200円 10万円超50万円以下のもの…………… 400円 50万円超100万円以下のもの…………… 1,000円 100万円超500万円以下のもの…………… 2,000円 500万円超1,000万円以下のもの…………… 10,000円 (5,000円)	記載金額1,000万円超5,000万円以下のもの…………… 20,000円 (10,000円) 5,000万円超1億円以下のもの…………… 60,000円 (30,000円) 1億円超5億円以下のもの…………… 100,000円 (60,000円) 5億円超10億円以下のもの…………… 200,000円 (160,000円) 10億円超50億円以下のもの…………… 400,000円 (320,000円) 50億円を超えるもの…………… 600,000円 (480,000円)	
2	請負に関する契約書 (請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踏家、テレビジョン放送の演技者(演出家・プロデューサー)が、その者としての役務の提供を約束することを内容とする契約を含みます) (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載金額1万円未満のもの…………… 非課税 金額の記載のないもの…………… 200円 記載金額1万円以上100万円以下のもの…………… 200円 100万円超200万円以下のもの…………… 400円 200万円超300万円以下のもの…………… 1,000円 300万円超500万円以下のもの…………… 2,000円 500万円超1,000万円以下のもの…………… 10,000円 (5,000円)	記載金額1,000万円超5,000万円以下のもの…………… 20,000円 (10,000円) 5,000万円超1億円以下のもの…………… 60,000円 (30,000円) 1億円超5億円以下のもの…………… 100,000円 (60,000円) 5億円超10億円以下のもの…………… 200,000円 (160,000円) 10億円超50億円以下のもの…………… 400,000円 (320,000円) 50億円を超えるもの…………… 600,000円 (480,000円)	
3	約束手形又は為替手形	手形金額10万円未満のもの、金額の記載のないもの、複本又は謄本…………… 非課税 一覧払のもの、金融機関相互間のもの、外貨表示のもの、非居住者円表示のもの、円建銀行引受手形…………… 200円 手形金額10万円以上100万円以下のもの…………… 200円 100万円超200万円以下のもの…………… 400円 200万円超300万円以下のもの…………… 600円 300万円超500万円以下のもの…………… 1,000円 500万円超1,000万円以下のもの…………… 2,000円	手形金額1,000万円超2,000万円以下のもの…………… 4,000円 2,000万円超3,000万円以下のもの…………… 6,000円 3,000万円超5,000万円以下のもの…………… 10,000円 5,000万円超1億円以下のもの…………… 20,000円 1億円超2億円以下のもの…………… 40,000円 2億円超3億円以下のもの…………… 60,000円 3億円超5億円以下のもの…………… 100,000円 5億円超10億円以下のもの…………… 150,000円 10億円を超えるもの…………… 200,000円	
4	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券	日本銀行、商工組合、信用金庫等の法人の出資証券など…………… 非課税 券面金額500万円以下のもの…………… 200円 500万円超1,000万円以下のもの…………… 1,000円	券面金額1,000万円超5,000万円以下のもの…………… 2,000円 5,000万円超1億円以下のもの…………… 10,000円 1億円を超えるもの…………… 20,000円	
5	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書〔株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社に限る〕	一通につき……………	40,000円	
6	定款(会社設立のときに作成される原本に限る)	一通につき…………… 40,000円	株式会社又は相互会社の定款のうち公証人法により公証人の保存するもの以外のもの…………… 非課税	
7	継続的取引の基本となる契約書(契約期間3か月以内で更新の定めのないものを除く) (例) 売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	一通につき……………	4,000円	
8	預貯金証書	信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金証書で、記載された預入額が1万円未満のもの…………… 非課税 一通につき…………… 200円		
9	倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券	一通につき…………… 200円	12 信託行為に関する契約書(信託証書を含む)	一通につき…………… 200円
10	保険証券		13 債務の保証に関する契約書(身元保証を除く)	
11	信用状		14 金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	
15	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	一通につき…………… 200円	契約金額が1万円未満のもの…………… 非課税	
16	配当金領収証又は配当金振込通知書	一通につき…………… 200円	配当金額が3,000円未満のもの…………… 非課税	
17	(1) 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など (2) 金銭又は有価証券の受取書で(1)以外のもの (例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	①記載された受取金額が5万円未満のもの、②営業に関しないもの、③有価証券・預貯金証書・金銭信託証書及び配当金額取証書等に追記したもの…………… 非課税 イ 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書で受取金額の記載のあるもの 受取金額100万円以下のもの…………… 200円 100万円超200万円以下のもの…………… 400円 200万円超300万円以下のもの…………… 600円 300万円超500万円以下のもの…………… 1,000円 500万円超1,000万円以下のもの…………… 2,000円 ロ イに掲げる受取書以外のもの一通につき…………… 200円	受取金額1,000万円超2,000万円以下のもの…………… 4,000円 2,000万円超3,000万円以下のもの…………… 6,000円 3,000万円超5,000万円以下のもの…………… 10,000円 5,000万円超1億円以下のもの…………… 20,000円 1億円超2億円以下のもの…………… 40,000円 2億円超3億円以下のもの…………… 60,000円 3億円超5億円以下のもの…………… 100,000円 5億円超10億円以下のもの…………… 150,000円 10億円を超えるもの…………… 200,000円	
18	預貯金通帳、信託行為に関する通帳、銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳	信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金通帳及び障害者等の少額預金非課税制度の適用を受ける普通預金通帳等…………… 非課税 一冊につき…………… 200円 (通帳を作成した日から起算して1年間)		
19	第1号、第2号、第14号又は第17号に掲げる文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳	一冊につき……………	400円 (通帳を作成した日から起算して1年間)	
20	判取帳(第1号、第2号、第14号又は第17号に掲げる文書により証されるべき事項につき2以上の相手方から付込証明を受ける目的をもって作成する帳簿)	一冊につき……………	4,000円 (通帳を作成した日から起算して1年間)	

(参考) 住宅ローン減税制度のあらまし

<p>国内で一定の居住用家屋の取得等又は増改築を行った場合で、そのために要した一定の借入金等を有する場合は、所定の手続のもとで所得税の住宅ローン控除を受けることができる。</p> <p>所得税の住宅ローン控除は、②の表のとおり、その居住年や住宅の種類に応じて、控除期間、対象となる住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率が定められている。具体的には、居住年以後の各控除期間中、その年の住宅借入金等の年末残高に控除率を乗じた金額を、その年の所得税額から控除(所得税額から控除しきれない分は翌年度分の住民税額から控除。ただし、限度額の設定あり)できる。</p> <p>この住宅ローン控除を受けるためには、適用初年度は納税者本人の確定申告が必要だが、2年目以降、給与所得のみの場合は年末調整によることことができる。</p>	<p>② 控除額等</p>	平成26年4月～令和3年12月まで居住分												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>住宅借入金等の年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>平成26年4月～令和3年12月</td> <td>10年間(注1)</td> <td>4,000万円(注2)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>認定住宅</td> <td>平成26年4月～令和3年12月</td> <td>10年間(注1)</td> <td>5,000万円(注2)</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に消費税率10%の居住用家屋の新築の契約、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に消費税率10%の建売住宅の取得等の契約が締結されているものについて、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合、控除期間は13年間となる(延長3年間の各年の住宅ローン控除額は別途計算による)。</p> <p>(注2) 上記の住宅借入金等の年末残高の限度額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合、それ以外の場合の限度額は、一般住宅は2,000万円、認定住宅は3,000万円となる。</p>	居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	一般住宅	平成26年4月～令和3年12月	10年間(注1)	4,000万円(注2)	1.0%	認定住宅	平成26年4月～令和3年12月	10年間(注1)
居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率											
一般住宅	平成26年4月～令和3年12月	10年間(注1)	4,000万円(注2)	1.0%										
認定住宅	平成26年4月～令和3年12月	10年間(注1)	5,000万円(注2)	1.0%										
<p>① 主な適用要件</p> <p>(所得要件) その年の所得が3,000万円以下(床面積によっては1,000万円以下)であること</p> <p>(居住要件) 適用を受けようとする年の12月31日まで引き続きその住宅に居住していること(勤務先等からの転勤命令等により、やむを得ず居住しなくなった場合で、後にその住宅に再び居住したときには、所定の手続のもとで残りの控除期間において控除を受けることができる)</p>														

※本表は令和3年度税制改正案に基づいて作成しています。